

## 米沢市報道資料

---

米沢市鳥獣被害防止中長期計画(案)のパブリック・コメントを実施します

令和6年 10 月23日  
森林農村整備課農村振興担当  
電話 22-5111(内線 4406)

---

平成27年に策定した「米沢市内の鳥獣被害防止に向けた中・長期計画」の計画期間が今年度をもって終了することに伴い、今後 10 年間(令和6年度～令和 16 年度)における「米沢市鳥獣被害防止中長期計画」の策定を進めております。

このたび、計画案をとりまとめましたので、パブリック・コメントを実施し、広く市民の皆様からご意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和6年 11 月1日(金)～ 令和6年 11 月 20 日(水)(20 日間)

#### 2 閲覧場所

市ホームページ、森林農村整備課(市役所2階)、市民ホール  
各コミュニティセンター、山形おきたま農業協同組合、県南漁業協同組合

#### 3 意見の提出方法

森林農村整備課へ直接提出、郵送、FAX、電子メール、電子申請(やまがた e 申請)

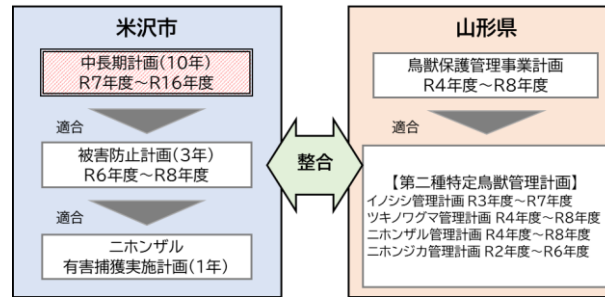
以上

# 米沢市鳥獣被害防止中長期計画(案) 概要版

## 計画の趣旨・位置づけ

鳥獣被害対策は、専門知識を要する人材育成をはじめ、実施体制の整備や長期にわたる継続的な対策が必要であることから、今後10年間を計画期間とする鳥獣被害対策の方向性や目標を明確にする指針として、本計画を改定する。

また、本計画に基づき3年ごとの被害防止計画を策定し、現状に即した鳥獣対策を講じていく。なお、これらの計画は、山形県が定める鳥獣保護管理事業計画や各種第二種特定鳥獣管理計画と整合を図り策定するものとする。



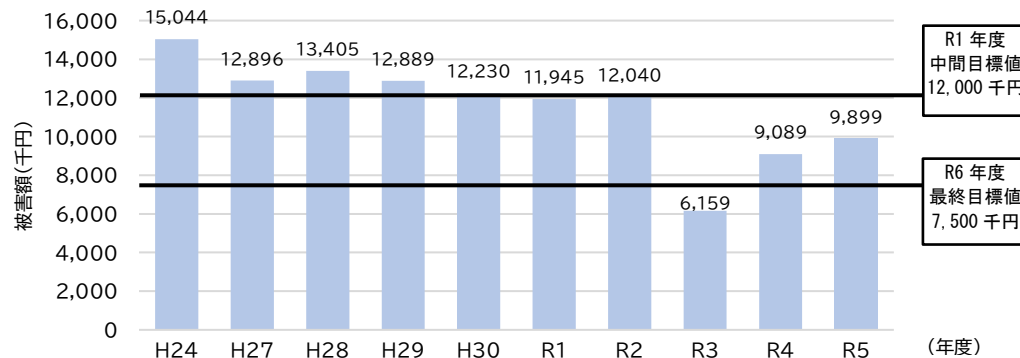
## 計画期間

令和7年度～令和16年度

## 現状と課題

### (1) 農作物被害対策

- ・ニホンザル、イノシシ等による農作物被害が日常的に発生しており、農作物被害額として報告されるものだけではなく、耕作放棄等の被害も発生している。
- ・前計画では、中間目標として被害額12,000千円(令和元年度)、最終目標として被害額7,500千円(令和6年度)を目標として対策に取り組んできたが、令和5年度の被害額が9,899千円と中間目標は達成したものの、最終目標値までは減少できていない。



### (2) 人的被害・生活環境被害対策

- ・ニホンザルとツキノワグマによる人的被害、生活環境被害が近年増加傾向にある。
- ・ニホンザルは児童や高齢者への威嚇や、住宅敷地内へ出没し家屋等への被害が発生している。
- ・ツキノワグマは市街地への出没が増加している。出没時は、米沢市・米沢警察署・猟友会が連携し出没地周辺のパトロールなどに当たっている。

## 今後の対策の考え方

### 基本目標

### 「人間と鳥獣の生活空間の明確化」

- ・農作物被害、人的被害、生活環境被害を防止し、これらの被害を発生させる状況を減らすことを目的に基本目標を設定する。
- ・対策の目標値として以下の農作物被害金額を設定する。

| 項目     | 現状値<br>(令和5年度) | 中間目標値<br>(令和11年度) | 最終目標値<br>(令和16年度) |
|--------|----------------|-------------------|-------------------|
| 農作物被害額 | 9,899千円        | 7,500千円           | 6,500千円           |

#### (1) 環境整備

- ・集落内の環境点検の実施と、刈払い等の環境管理を推進する。

#### (2) 被害防除

- ・電気柵整備の推進に加え、既存電気柵の再編整備を推進し、維持管理の負担軽減を図る。
- ・ニホンザルは、地域ぐるみでの追払いを推進する。

#### (3) 個体数管理

- ・ニホンザルは、加害度合によって捕獲手法を選択し、捕獲を実施する。特に、頭数が多く対策が困難な群れについては積極的に捕獲を実施し、群れサイズの縮小を図る。また、群れサイズの縮小や追払い等の手段を講じても深刻な農作物被害、人的被害の危険性が排除できない場合は、一群捕獲も検討する。
- ・センサーカメラや捕獲検知システム等のICT機器の導入を推進し、捕獲の効率化と猟友会の負担軽減を図る。

#### (4) 地域ぐるみの対策

- ・鳥獣に強い集落の形成を目指し専門家等の指導を受け、地域ぐるみでの対策を推進する。

#### (5) 人的被害・生活環境被害への対応

- ・山間部等での注意喚起、民家周辺での誘因物の除去の啓発を実施する。
- ・「市街地における危険野生鳥獣出没時対応マニュアル」を随時改正し、役割分担を明確化した上で常時迅速・適切な対応を可能とする体制の維持を図る。
- ・市街地出没時の対応訓練や現場対応に当たる猟友会の後継者育成等の支援を行う。

#### (6) 人材の育成

- ・新規狩猟者への支援や射撃訓練講習会実施への支援により捕獲従事者の確保を推進する。
- ・各地区の体制強化を図るため、地域の対策を担う指導者養成研修を実施する。

